

避難情報は次の3種類です

発令される種類としては、高齢者など避難に時間のかかる方に早めの避難を促す「避難準備情報」、通常の避難行動ができる方に避難を促す「避難勧告」、危険が切迫し、早急な避難を促す「避難指示」の3段階に分かれています。一部の報道機関では、緊急時において「避難命令」という言葉を使用していますが、市は、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」のみ発令し、「避難命令」を使用しませんので注意してください。

避難勧告等が発令された場合には、早めに避難所など安全な場所への避難を心がけましょう。桑名市では、大雨警報が発令された場合などは、自主避難される方のために地区市民センター、防災コミュニティセンター、多度公民館、長島公民館を開放しています。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	・上記以外の者は、家族等への連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始。 ・要援護者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始。
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難所へ避難行動を開始。
避難指示	・前兆現象の発生や、切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害が発生した状況。	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまが無い場合は生命を守る最低限の行動。